

簡素で一元的な権利処理方策について （中間まとめ）（素案） 【概要】

（令和3年11月15日 文化審議会著作権分科会基本政策小委員会第7回資料より）

令和3年11月25日

検討結果（目指すべき方向性）

簡素で一元的な権利処理について（総論）

◆ 「拡大集中許諾制度」を基にした簡素で一元的な権利処理が可能となる仕組みの実現

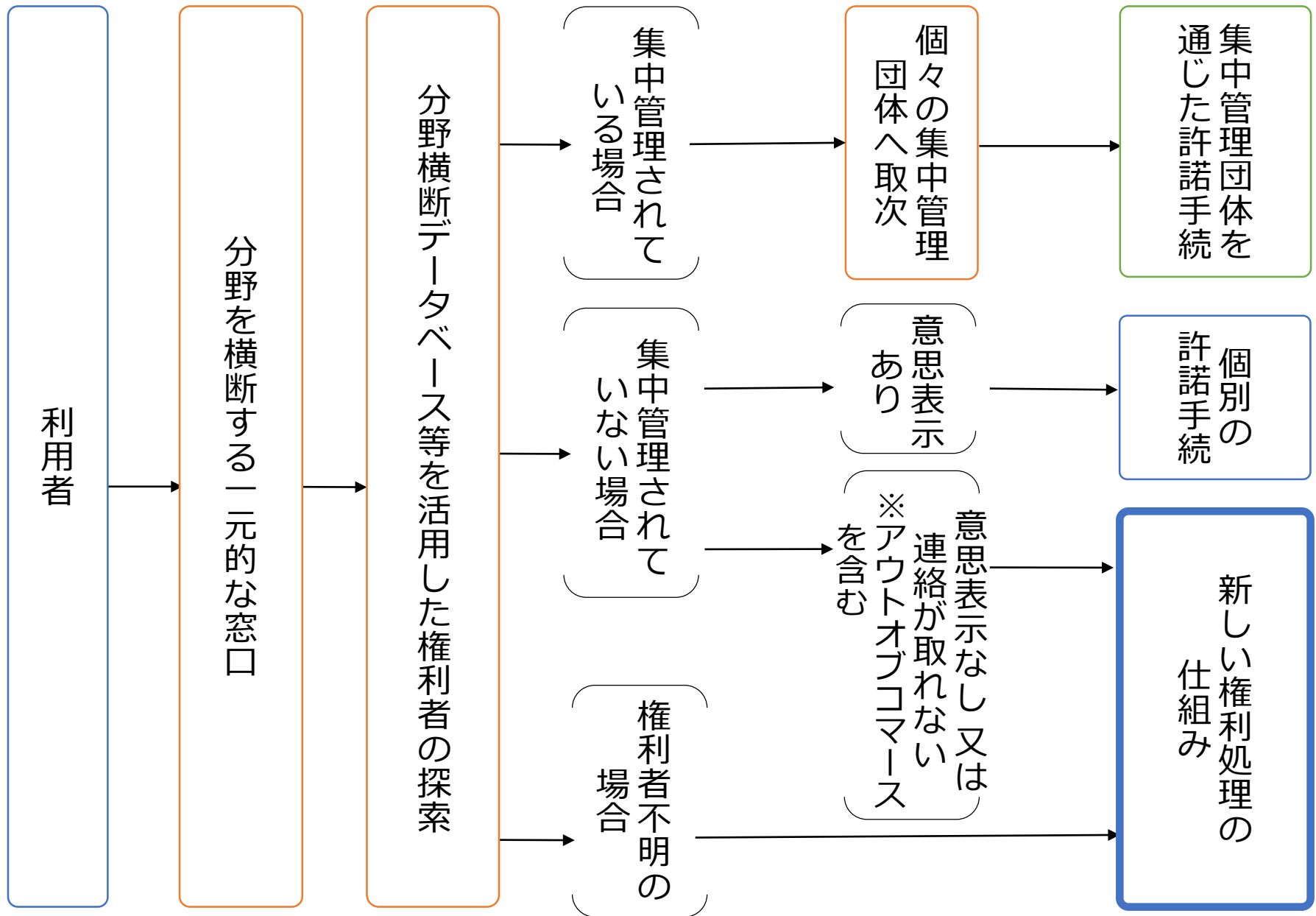
- 著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断データベース等を活用した著作権者等の探索等を行う。
 - 著作権者が明確な場合は当該著作権者や集中管理を行っている著作権等管理事業者に取次や案内を行う。
 - 分野横断データベース等に権利情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合や、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、**新しい権利処理の仕組みを創設し、当該著作物等（※）を円滑かつ迅速に利用できるようにする。**

（※）いわゆる「アウトオブコマース」といった市場に流通していないものを含む。

○ 新しい権利処理の仕組みの例

- ① いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与える
- ② 窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とする
- ③ 窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行する

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理イメージ



※ この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

検討結果（目指すべき方向性）

簡素で一元的な権利処理について（総論）

（分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の意義）

- ・ 著作権者等の探索に係る**権利処理コストが最小化**
- ・ UGCコンテンツの多くに見られるような**意思表示がなかったり連絡がとれなかったりする場合の権利処理が容易**になる
- ・ **ライセンス市場等の既存ビジネスへの影響**や、**集中管理率が低い我が国における実現可能性**への配慮
- ・ 複数の著作権者等への許諾が必要な場合に、**一部の者が不明等により許諾が得られない場合の利用が可能**となる
- ・ 今後生じ得る**新たな利用場面に柔軟に対応できる環境整備**に資する

（簡素で一元的な権利処理のニーズと想定される場面例）

- ・ 過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信
- ・ 過去に出版された書籍・雑誌や当該書籍・雑誌に掲載された挿絵や写真等の利用
- ・ 著作権者等が不明又は著作権者等に連絡をとることができないこと等により利用許諾が得られないコンテンツの利用
- ・ 複数の著作権者等があり、全員の利用許諾を得ることができないために利用に至らないコンテンツの利用
- ・ UGC（一般ユーザーが創作する作品）等のデジタルコンテンツの二次利用
- ・ 授業目的の複製・公衆送信に係る権利制限規定の範囲を超える利用（生涯学習等）

※デジタル化や技術革新が進む中、今後も必要とされる場面が増えていくことが考えられる。

検討結果（目指すべき方向性）

簡素で一元的な権利処理について（各論）

◆ 分野横断データベースの構築

- 既存のデータベースと連携させた、**分散管理型の分野横断的な権利情報データベースを構築**。
- その際、**拡張性の高い仕組み**とするとともに、データベースに掲載する**権利情報の統一やフォーマットの標準化**、関連するデータベースのデータを紐づけるために**必要なIDやコードに関するルール等**、より詳細な検討が必要。
- 実現可能性や持続可能性の観点から、**データベースの構築及び管理・運用にかかるコストの負担等を考慮**。その際、コンテンツ情報については、音楽権利情報検索ナビやJapan Search等の**既存のデータベースとの連携等**の工夫が考えられる。
- 集中管理がされていない**コンテンツやUGC等に関する情報が掲載されることが望ましい**。

◆ 集中管理の促進

- 著作権等の**集中管理は**、コンテンツの円滑な利用に貢献するものであるため、**促進されるべき**であり、そのための**機能強化方策を検討**すべき。

◆ 分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の個別課題

- 簡易でわかりやすいオプトアウトの仕組み**の検討。
- 著作物について、その著作権者等による意思表示がされることが重要。
その普及啓発とともに、**意思表示の在り方や手法、真正性確保**についての検討。
- 組織には一定の**管理運営コスト**が生じると考えられるため、管理運営コストを最小限にする工夫や、探索支援、権利処理支援に伴う手数料収入等、**持続可能な仕組みとする**ことが求められる。

検討結果（目指すべき方向性）

簡素で一元的な権利処理について（各論）

◆ 現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善

- 著作権者不明等の場合の著作物の利用に係る裁定制度について、これまでも制度面・運用面の改善を行ってきており、裁定件数は増加傾向にあるが、その**運用の改善のニーズは多い**。
- **申請に必要な供託手続の不要化、供託金の算定の根拠となる情報の提供、供託手続の改善又は供託金に係る制度の見直しや手続の民間委託**などの改善方策が考えられる。

◆ その他

- 「UGC」等について定義することや具体的に当てはめていくことは難しく、**客観的な条件や一定の手続を設け、暫定的利用を可能とする制度設計が可能かを検討**することが考えられる。
- **新しい技術の動向も見据え**つつ、運用面や制度面での検討を行っていくことが重要である。

まとめ

- 「簡素で一元的な権利処理について」の方策は、著作物等の利用円滑化を一層進め、新たな対価還元の新規創出につながるものであり、その実現に向け、総合的に取り組んでいくべき。
- 一方で、新しい権利処理の仕組みの実現に当たっては、これまでの審議においても意見があったように、**法制的課題や国内法制・条約との関係など、詳細な議論が必要**である。このため、**本中間まとめで示した方向性を堅持しつつ、その実現に向けての法制的課題**を、引き続き議論すべき。
- 併せて、**権利情報データベースの構築や一元的窓口機関の創設等の環境整備**については、関係省庁の支援を得つつ、**速やかに進めていく**ことが望まれる。